

# くまもとアートポリスプロジェクト

## 南阿蘇鉄道高森駅周辺再開発グランドデザインに係る

### 公募型プロポーザル応募要項

#### 1 趣旨

平成28年4月14日、4月16日に発生した熊本地震は、最大震度7の揺れが立て続けに2度襲うという、他に類をみない災害であり、本県に甚大な被害をもたらした。

この地震で、阿蘇郡高森町にある高森駅と、南阿蘇村の立野駅とを結ぶ第三セクター鉄道「南阿蘇鉄道（以下、「南鉄」という。）も甚大な被害を受けた。約2年を経過した現在、道路ネットワークは徐々に復旧が進んでいるものの、南鉄は未だ中松～立野間で不通が続いており、全線復旧までには設計着手から5年程度の期間が必要との調査結果が示されている。

「南鉄」は、阿蘇山・阿蘇カルデラの南部（南郷谷）の地域にとって、住民生活を支える必要不可欠な“地域公共交通の基軸”であると同時に、地域の基幹産業である観光業を支える県内屈指の観光資源である。このことから、「南鉄」の復旧は、地震で大きな被害を受けた南阿蘇地域の創造的復興の鍵を握っており、全線復旧を見据え、南阿蘇鉄道を活用した新たな誘客の方策について検討する必要がある。

そこで、高森町は、南阿蘇鉄道沿線地域の創造的復興の一環として、南鉄の始発・終着駅である高森駅と駅周辺を対象に、まちづくり戦略の三つの柱である「定住」・「観光」・「防災」をキーワードとしたグランドデザインを作成するため、本要項に基づき公募型プロポーザルを実施する。

なお、このプロポーザルは、後世に残る文化的資産の創造と地域の活性化を目指して熊本県が推進している「くまもとアートポリス」の参加事業として実施する。

#### 2 プロポーザルの概要

- (1) 名称 南阿蘇鉄道高森駅周辺再開発グランドデザイン公募型プロポーザル
- (2) 方法 公募型プロポーザル
- (3) 主催 熊本県、高森町
- (4) 事務局 くまもとアートポリス事務局（熊本県土木部建築住宅局建築課内）
- (5) スケジュール

平成30年	6月 5日（火）	要項発表・応募受付開始
	6月 5日（火）～7月31日（火）	要項配布
	6月 5日（火）～6月19日（火）	質疑受付
	6月16日（土）	現地見学会
	6月26日（火）（予定）	質疑回答
	7月31日（火）	応募締切
	8月上旬	一次審査（非公開）
	9月 9日（日）	二次審査（公開）

#### 3 審査員

- 審査員長 伊東豊雄（建築家、くまもとアートポリスコミッショナー）
- 審査員 草村大成（高森町長）
- 田上更生（高森町議会議長）
- 津留恒誉（南阿蘇鉄道専務取締役）
- 桂 英昭（建築家、くまもとアートポリスアドバイザー）
- 末廣香織（建築家、くまもとアートポリスアドバイザー、九州大学准教授）
- 曾我部昌史（建築家、くまもとアートポリスアドバイザー、神奈川大学教授）

## 4 応募資格

応募資格は、次のとおりとする。

- ① 応募者（共同応募の場合は代表者に限る。以下同じ。）は一級建築士であり、かつ総括責任者として従事すること。
- ② 応募者又は共同応募者の所属する建築士事務所は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所登録を行っている建築士事務所（以下「建築士事務所」という。）であること。
- ③ 応募者又は共同応募者の所属する建築士事務所は、これまでに、広く利用者の意見等を取り入れながら公共建築等の計画、設計を行った経験があること。
- ④ 提出する応募書類等は、応募者又は共同応募者につき1案とし、重複応募は認めない。但し、協力事務所としての重複参加は妨げない。

なお、以下の者は、応募資格がないものとする。

- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当する者
- ・ 審査員及びその家族
- ・ 審査員が大学に所属する場合において、その審査員の研究室に現に属する者
- ・ 審査員及びその家族が主宰し、あるいは役員又は顧問をしている営利団体に所属する者
- ・ 主催者の職員で、今回のプロポーザルに関係する者

## 5 審査の方法

審査は、次のとおりとする。

### （1）一次審査

一次審査は非公開で行うものとし、次の事項により二次審査に進む5者程度を特定する。なお、一次審査では、審査員は提出書類をもとに審査し、応募者の氏名、所属その他の応募者を特定する情報を持たないものとする。

- ① 応募者及び担当チームの能力・実績（業務経歴等）
  - ・ 業務実績、利用者の意見を取り入れながら計画設計を行った実績
- ② 技術提案書の内容
  - ・ 実施方針の妥当性、提案の的確性・独創性・実現性

### （2）二次審査（技術提案に対するヒアリング）

二次審査は、次のとおりとする。

- ① 日程 平成30年9月9日（日）12時00分から17時30分（予定）
- ② 会場 高森総合センター（予定）  
熊本県阿蘇郡高森町大字高森 2168 番地
- ③ 審査方法 公開審査とし、提案内容のプレゼンテーションと審査員からのヒアリングにより、提案内容の妥当性・的確性・独創性・実現性を確認し、応募者の資質、担当チームの体制等総合的に評価したうえで、当該プロジェクトにふさわしい設計者を選定する。

なお、詳細については、後日、本県のホームページで公表する。

## 6 要項配布

応募に係る資料は、本県のホームページで公表するので、応募者は各々ダウンロードすること。

## 7 質疑応答

- (1) 応募資格を有する応募予定者が質疑できることとし、電子メールでのみ受け付ける。電話、ファックスでの質疑は一切受け付けない。質疑のある者は、別紙1の質問書に記載のうえ、平成30年6月19日(火)までにくまもとアートポリス事務局(以下「事務局」)まで提出すること。なお、質疑者へ受信確認の電子メールを返信する。
- (2) 質疑に対する回答は、質疑者の名称等を伏せたうえで、一括して質疑回答書としてまとめ、平成30年6月26日(火)(予定)までに本県のホームページで公表する。

## 8 現地見学会

現地見学会を開催するので、現地見学会への参加を希望する者は、以下により事前に事務局へ別紙2の見学会申込書を提出すること。なお、見現地学会の詳細は、後日、本県のホームページで公表する。

見学会：平成30年6月16日(土)第1回：午前10時30分～／第2回：午後2時～  
申込期限：平成30年6月15日(金)午後3時

現地見学会の際には質疑は受け付けない。なお、指定区域以外に無断で立入る等の問題を起こした者は、本プロポーザルに関する提案書の提出を拒否する場合がある。

## 9 提出書類等

応募者は、別添「南阿蘇鉄道高森駅周辺再開発グランドデザイン(プロポーザル)作成要領」に従い、技術者等の体制、過去の実績、計画の提案等を記載し、以下により事務局へ提出すること。

- ① 提出書類 提出書(別紙3)及び様式1～様式8
- ② 提出部数 10部
- ③ 提出期限 平成30年7月31日(火)午後5時(必着)
- ④ 提出方法 郵送(書留郵便)、宅配便又は持参
- ⑤ その他 一次審査通過者は、平成30年9月3日(月)までに、様式9を事務局へ電子メールで提出すること。

## 10 審査結果等の公表

- (1) 一次審査の結果は、一次審査通過者に速やかに通知するとともに、審査の公平性、透明性を示すため、選定結果及び審査の講評を本県のホームページで公表する。
- (2) 二次審査の結果は、審査の公平性、透明性を示すため、選定結果及び審査の講評を本県のホームページで公表する。
- (3) 審査結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

## 11 提出書類等の取扱い

- (1) 提出書類は返却しない。
- (2) 提案内容の著作権は応募者に帰属するが、提案内容の展示、複製の作成、ホームページへの掲載、記録誌の作成など、プロポーザルに関わる事務での使用の権利は、主催者が所有するものとする。

## 12 業務の委託

- (1) 高森町は、選定された者に南阿蘇鉄道高森駅周辺再開発グランドデザイン作成業務を委託するものとする。なお、委託内容は、プロポーザル内容に限定されることなく、締結する委託契約書によるものとする。また、駅舎等の基本・実施設計は、本グランドデザインをもと

に次年度以降に実施する予定としている。

(2) 業務委託料は、高森町が定めた本業務委託に係る予算額（1千8百万円）を上限とする。

### 13 計画の条件等

別添「南阿蘇鉄道高森駅周辺再開発グランドデザイン作成に係る仕様書」による。

### 14 その他

(1) 本事業は、くまもとアートポリスの一環として実施するものであり、その理念を尊重すること。

(2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とすること。

(3) プロポーザルの応募等に係る一切の費用は応募者の負担とする。但し、一次審査通過者には、二次審査用経費として旅費と報償費の一部を支払うこととする。

(4) 提出書類が次の条件のいずれかに該当する場合は、無効となる場合がある。

- ① 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ③ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ④ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- ⑤ 虚偽の内容が記載されているもの
- ⑥ 他者の著作権を侵害した疑いがあると審査員が判断したもの
- ⑦ その他主催者又は審査員が不適合と認めたもの

(5) 提出された書類の差し替え又は再提出は認めない。また、提出書類に記載された配置予定の技術者は、病気など特別な事情がある場合を除き、変更することはできない。

### 15 事務局、問合せ先

くまもとアートポリス事務局（熊本県土木部建築住宅局建築課内）

〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話：096-333-2537 FAX：096-384-9820

E-mail：kap@pref.kumamoto.lg.jp

HP：http://www.pref.kumamoto.jp

なお、本プロポーザルで必要な情報提供は、熊本県庁ホームページ内の以下のページにて公表する。

HP：http://www.pref.kumamoto.jp/kiji\_23864.html?type=top